

● 障害者スポーツ地域サポート事業 ●



皆様の障害者スポーツの  
取組をお手伝いします!



# 障害者スポーツ 地域サポート事業とは

## 目的

(公社)東京都障害者スポーツ協会では、区市町村、地域スポーツクラブ等の事業の実施、定着に向けて連携・協働することにより、障害者スポーツの取組を促進し、障害のある人が身近な地域で継続してスポーツを楽しむことができる環境づくりを支援します。

## 対象団体

- **区市町村**  
スポーツ主管課  
福祉主管課  
公共スポーツ施設  
スポーツ推進委員など
- **地域スポーツクラブ**
- **社会福祉協議会、福祉施設、医療関係機関**
- **学校**
- **その他**  
障害者スポーツ事業を企画する団体

## 支援メニュー

### 1 環境整備支援事業



障害者スポーツイベントや体験会、障害者スポーツに関する研修会、講演会または、障害のある人もない人も対象にした様々な障害者スポーツ事業の実施に向けての相談や企画の提案等をお手伝いします。

#### ■相談事例の紹介



障害者スポーツの体験コーナーを設けたい。どのような種目が良いか?どのような点に留意して運営をしたら良いか?



障害者スポーツの導入を考えているが、どんなことが出来るだろうか?



## 2 指導員等派遣事業



障害者スポーツ事業（大会や教室など）を実施する上で人材が必要な場合、障がい者スポーツ指導員等を派遣します。派遣対象については、ご相談ください。

※派遣に要する謝礼金は、協会が負担します。

### ■相談事例の紹介



体験会や大会などを開催したいが、運営スタッフが不足している。



障害のある人を対象にスポーツ教室を継続して開催したいが、専門的な知識と経験豊富なスタッフがいない。



## 3 用具貸与事業



競技用車いすやボッチャなど、障害者スポーツ用具を貸し出します。貸出可能な用具に関しては、お問合せください。

※用具の搬出入に係る費用は申請者の負担となり、管理倉庫から運搬していただく必要があります。

### ■相談事例の紹介



障害者スポーツ体験会を実施したいが、障害者スポーツ特有の用具を持っていない。



イベントの参加人数が増えたことにより、所有している用具では足りない。



## 障害者スポーツ 地域サポート事業の流れ

1 申請 事業実施の2カ月前までに所定の申請書と企画案を提出

2 必要に応じて打合せ

- ① 環境整備支援事業：事業の企画立案及び提案、実施に向けた助言及び支援
- ② 指導員等派遣事業：事業の概要説明、必要な人材の役割や人数の確認
- ③ 用具貸与事業：事業の概要説明、使用する用具の個数確認

3 用具貸出し  
(③ 用具貸与事業のみ) 用具搬出入のスケジュール調整、協会職員立会いのもと、用具の搬出、取り扱い説明

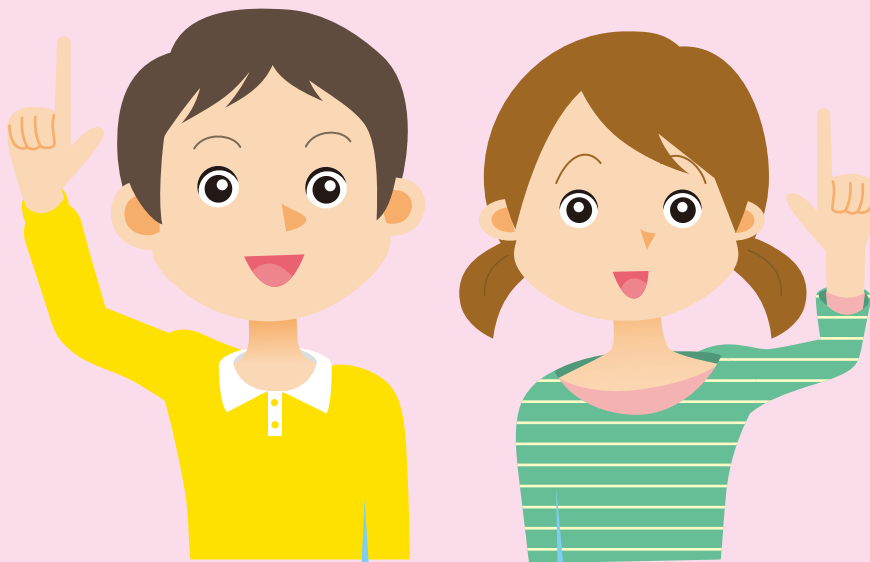
4 事業当日

5 用具返却  
(③ 用具貸与事業のみ) 協会職員立会いのもと、用具の確認等

6 報告 事業の振り返り、報告書の提出



いつでも どこでも いつまでも  
~すすめます!スポーツをもっと身近に~



■お問合せ先



公益社団法人  
**東京都障害者スポーツ協会**  
スポーツ振興部 地域スポーツ振興課

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ 12階  
TEL 03-6265-6001 FAX 03-6265-6077  
E-mail [chiiki-spo@tsad.or.jp](mailto:chiiki-spo@tsad.or.jp) HP <https://tsad-portal.com/>